

平成 30 年第 1 回臨時会 （平成 30 年 1 月 25 日）

**桶川北本水道企業団
議 会 会 議 録**

桶川北本水道企業団議会

平成30年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会会議録

目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (1月25日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸報告	4
議席の指定	4
議長の選挙について	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議会運営委員会委員の選任について	6
議会運営委員会副委員長の互選について	7
企業長提出議案の上程、説明	7
第1号議案に対する質疑、討論、採決	9
第2号議案に対する質疑、討論、採決	9
第3号議案に対する採決	10
閉会の宣告	11

桶川北本水道企業団告示第2号

平成30年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年1月18日

桶川北本水道企業団

企業長 現王園 孝 昭

1. 日 時 平成30年1月25日（木） 午前9時30分
2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室
3. 付議事件
 - (1) 議長の選挙について
 - (2) 桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - (3) 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - (4) 監査委員の選任につき同意を求めることについて

平成30年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会日程

議事日程

平成30年1月25日

1. 議席の指定
2. 議長の選挙について
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議会運営委員会委員の選任について
6. 議会運営委員会副委員長の互選について
7. 企業長提出議案の上程、説明
8. 議案の質疑、討論、採決

(1) 第1号議案

桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

(2) 第2号議案

桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

(3) 第3号議案

監査委員の選任につき同意を求めることについて

平成30年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会

平成30年1月25日（木曜日）

○出席議員（10名）

1番	北原正勝君	2番	中村洋子君
3番	星野充生君	4番	相馬正人君
5番	三宮幸雄君	6番	工藤日出夫君
7番	島野和夫君	8番	保坂輝雄君
9番	島村美貴子君	10番	佐藤洋君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

企業長	現王園孝昭君	副企業長	小野克典君
事務局長	林博之君	事務局次長兼総務課長	小高清隆君
事務局次長兼浄水課長	小島稔君	業務課長	篠田明君
給水課長	青鹿秀明君	施設課長	河野宏之君

○職務のため出席した者の職氏名

書記	久保武	書記	中村正夫
----	-----	----	------

午前 9時49分 開 会

△開会及び開議の宣告

○副議長（工藤日出夫君） 定足数に達しておりますので、平成30年第1回桶川北本水道企業
団議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△議事日程の報告

○副議長（工藤日出夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、
ご了承願います。

△諸報告

○副議長（工藤日出夫君） 日程に先立ちまして、議長より諸報告をいたします。

初めに、議長が空席のため、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

次に、平成29年12月8日付で佐藤正廣議員、加藤正志議員、保坂輝雄議員、新島光明議員、島村美貴子議員より辞職願が提出されましたので、これを許可いたしました。

次に、議会選出の監査委員であります島村美貴子議員が当企業団議会議員を辞職したことに伴い、桶川北本水道企業団規約第12条第3項の規定により、平成29年12月8日付で監査委員を辞職したことをご報告いたします。

次に、平成29年12月8日の桶川市議会におきまして、星野充生議員、相馬正人議員、保坂輝雄議員、島村美貴子議員、佐藤洋議員が当議会の議員として当選されましたので、ご報告いたします。

△議席の指定

○副議長（工藤日出夫君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。

星野充生議員の議席は3番、相馬正人議員の議席は4番、島村美貴子議員の議席は9番、佐藤洋議員の議席は10番といたします。

△議長の選挙について

○副議長（工藤日出夫君） 日程第2、議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（工藤日出夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（工藤日出夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

議長に、保坂輝雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました保坂輝雄議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（工藤日出夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました保坂輝雄議員が議長に当選されました。

ただいまの選挙により議長に当選されました保坂輝雄議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長の当選人である旨告知いたします。

それでは、議長に当選されました保坂輝雄議員より、就任のご挨拶をお願いいたします。

保坂議員。

○8番（保坂輝雄君） おはようございます。保坂輝雄でございます。

このたび、新島議長の後を受けまして、桶川北本水道企業団議会議長の重任を拝することになりました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

もともと浅学非才な身で、力は全くございません。しかしながら、議員の皆様並びに執行部の皆様のご指導、ご鞭撻により、規律のある議会運営に誠心誠意努めてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。つきましては、議員の皆様におかれましては、何とぞ円滑な議事進行にご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、議長就任の挨拶をさせていただきます。今後ともひと

つよろしくお願い申し上げます。

○副議長（工藤日出夫君） それでは、ただいまから議長の席にお着き願います。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 9時54分）

○議長（保坂輝雄君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前 9時55分）

△会議録署名議員の指名

○議長（保坂輝雄君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

4番 相馬正人 議員

5番 三宮幸雄 議員

の両名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（保坂輝雄君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

△議会運営委員会委員の選任について

○議長（保坂輝雄君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員につきましては、議会運営委員会条例第3条の規定により、議長より星野充生議員、相馬正人議員の両名を指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました星野充生議員、相馬正人議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

△議会運営委員会副委員長の互選について

○議長（保坂輝雄君） 日程第6、議会運営委員会副委員長の互選についてを議題といたします。

ただいま選任されました委員の方を含めまして、議会運営委員会委員の方は、次の休憩中、委員会を開き、副委員長の互選を行い、その結果をご報告願います。

それでは、暫時休憩いたします。

（午前 9時56分）

○議長（保坂輝雄君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前 9時58分）

○議長（保坂輝雄君） 議会運営委員会委員長からご報告がありましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会副委員長には、相馬正人議員が互選されました。

以上でございます。

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（保坂輝雄君） 日程第7、企業長提出議案を上程いたします。

第1号議案から第3号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（現王園孝昭君） おはようございます。

それでは、提案説明をさせていただきます。

本日ここに、平成30年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には、残雪で足元の悪い中、早朝よりご参会をいただき、厚く御礼を申し上げます。

去る12月8日の桶川市議会におきまして、新たに当企業団議会議員としてご当選されました皆様には、心よりお祝いを申し上げます。

また、ただいまの議会におきまして、議長さん、議運の副委員長さんなど、新たな執行体制が整いましたこと、ご同慶の至りでございます。

それでは、本日ご提案申し上げ、ご審議いただきます議案につきまして、概要をご説明申し上げます。

第1号議案 桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、人事院勧告等に基づき、職員と同様に議員の特別給であります期末手当の支給割合を改定するものでございます。

次に、第2号議案 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、第1号議案と同様に、正副企業長の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

次に、第3号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、本案は、議会選出の監査委員でありました島村美貴子氏が、平成29年12月8日に辞職をされましたので、後任として引き続き同氏を選任することについて同意を得たいので、桶川北本水道企業団規約第12条第2項の規定により提出するものでございます。

以上をもちまして、本臨時会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局に補足して説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（保坂輝雄君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

初めに、第1号議案 桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、人事院勧告等に基づき、職員と同様に平成29年度の議員の期末手当の支給割合を0.1月引き上げ、年間4.4月とするものでございます。構成市の一つであります北本市においては、平成29年12月定例会で期末手当の改正条例を議決し、本年1月に差額として支給いたしております。当企業団においては、平成29年12月7日開催の議会運営委員会にてご協議をいただきまして、本臨時会に改正条例を提出することといたしましたものでございます。

次に、第2号議案 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等

に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

こちら第1号議案と同様に、平成29年度の正副企業長の期末手当を0.1月引き上げ、年間4.4月とするものでございます。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

△第1号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（保坂輝雄君） 日程第8、議案の質疑、討論、採決を行います。

第1号議案 桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を許可いたします。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（保坂輝雄君） 起立全員であります。

よって、第1号議案 桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第2号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（保坂輝雄君） 次に、第2号議案 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を許可いたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第2号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（保坂輝雄君） 起立全員であります。

よって、第2号議案 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第3号議案に対する採決

○議長（保坂輝雄君） 次に、第3号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、島村美貴子議員の退席を求めます。

〔9番 島村美貴子議員退席〕

○議長（保坂輝雄君） お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） ご異議なしと認めます。

これより第3号議案を採決いたします。

本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（保坂輝雄君） 起立全員であります。

よって、第3号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

島村美貴子議員の復席を求めます。

〔9番 島村美貴子議員復席〕

○議長（保坂輝雄君） ただいま監査委員に選任されました島村美貴子議員に、就任のご挨拶をお願いいたします。

○9番（島村美貴子君） このたび桶川北本水道企業団監査委員に就任することになりました島村美貴子でございます。

地方公営企業におきます監査の重要性を認識しまして、微力ではございますが、誠実公正に職務を行ってまいりたいと存じます。何とぞ皆様のご指導のほど賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

まことに簡単ではございますが、監査委員就任のご挨拶とさせていただきます。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

△閉会の宣告

○議長（保坂輝雄君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて平成30年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

（午前10時08分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 保 坂 輝 雄

副 議 長 工 藤 日 出 夫

署 名 議 員 相 馬 正 人

署 名 議 員 三 宮 幸 雄

参 考 资 料

議 案 の 審 査 結 果

企業長提出議案

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果	
		月 日	結 果
1	桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	1月25日	原案可決
2	桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	1月25日	原案可決
3	監査委員の選任につき同意を求めることについて	1月25日	原案同意

